

2023年2月税務ニュース

1. 2023年における税金納付期限延長について（政令ドラフト）

2023年の税金（付加価値税（VAT）、法人所得税（CIT）、個人所得税（PIT）、土地使用料）納付期限延長に関する政令ドラフトが、財務省からベトナム政府に提出された。

➤ 付加価値税（VAT）

四半期申告	法令上の納税期限	延長期限
2023年第1四半期	2023年4月末	2023年10月末
2023年第2四半期	2023年7月末	2023年12月末
月次申告	法令上の納税期限	延長期限
2023年1月	2023年2月20日	2023年8月20日
2023年2月	2023年3月20日	2023年9月20日
2023年3月	2023年4月20日	2023年10月20日
2023年4月	2023年5月20日	2023年11月20日
2023年5月	2023年6月20日	2023年12月20日
2023年6月	2023年7月20日	2023年12月20日

➤ 法人所得税（CIT）

四半期申告	法令上の納税期限	延長期限
2023年第1四半期	2023年4月末	2023年7月末
2023年第2四半期	2023年7月末	2023年10月末

➤ 個人所得税（PIT）

2023年中に納税義務がある個人事業主のPITについては、2023年12月30日までの納税が求められている。

➤ 土地使用料

2023年第1期間のみ、下記の納付延長が認められる見込み。第2期間は対象外

	法令上の支払期限	延長期限
2023年第1期間	2023年5月31日	2023年11月末

2. 2022年に物品販売・サービス提供され、2023年にインボイス発行がされた場合の付加価値税（VAT）について

(ビンズオン省税務局・2022年12月29日・オフィシャルレター第20935/CTBDU-TTHT号)

政令第15/2022/ND-CP号に基づき、税率8%で設定された物品及びサービスについては、当該税率は2022年12月31日まで適用される。2022年中に販売又は提供された物品及びサービスに対して2023年にインボイスが発行される場合、標準税率10%が適用される。

3. 個人所得税の電子源泉徴収票

(ハノイ市税務局・2023年1月4日・オフィシャルレター第388/CTHN-TTHT号)

2022年10月19日付政令第123/2020/ND-CP号に基づき、企業が個人所得税の電子源泉徴収票を利用する際、十分な情報を記載した個人所得税の源泉徴収票を発行しなければならない。個人所得税の源泉徴収票は以下の場合に発行される。

- 確定申告を企業に委任する個人については、個人所得税の源泉徴収票は発行されない。
- 雇用契約書が無い場合や、3ヶ月未満の雇用契約書を有する個人の場合、企業はそれぞれの源泉徴収の度に、源泉徴収票を発行する。(税務期間において複数の源泉徴収を纏めてすることも可能)
- 3ヶ月以上の雇用契約書を有する個人の場合、企業は税務対象期間において、源泉徴収票を1枚のみ発行する。

4. 企業合併時の個人所得税確定申告について

(ビンズオン省税務局・2022年12月19日・オフィシャルレター第19921/CTBDU-TTHT号)

子会社の吸収合併で子会社から親会社に従業員が移籍する場合において、個人所得税確定申告を当該従業員が親会社に委任した場合、2020年10月19日付政令第126/2020/ND-CP号8条に基づき、親会社は旧雇用主が発行した源泉徴収票を取得の上、個人所得税確定申告を実施する責任を負う。

5. 物品の無償貸借取引におけるVATインボイス発行について

(ハノイ市税務局・2022年12月23日・オフィシャルレター第20281/CTBDU-TTHT号)

物品の無償貸借取引において、物品を貸与する際に、貸主は借主に対して、VATインボイスを発行する義務を負う。また、2020年10月19日付政令第123/2020/ND-CP号4条1項に基づき、物品返却時に、借主はVATインボイスを貸主に対して発行する義務を負う。無償取引のため、支払は発生しない。

6. 資本譲渡取引に適用される法人所得税(CIT)について

(ハイズオン省税務局・2022年12月8日・オフィシャルレター第11838/CTHDU-TTHT号)

Essilor International S.A.S Company は、Essidev S.A.S Company の親会社である。親会社と子会社の合併前に、Essilor International S.A.S Company は Essidev S.A.S Company の株式100%を保有している。資本譲渡取引（現金受け取り取引だけでなく、資産、株式、ファンド受取も含む）において、Essilor International S.A.S Company が所得を得ない場合、キャピタルゲイン税金は発生しない。本取引にて所得が発生する場合、国外出資者に代わり、（当該国外出資者が出資している）ベトナム企業が法人所得税（CIT）の申告納税義務を負う。